

子ども・高齢者・障害者を支える

福祉職場の職員増やして！

休憩・休暇がとりづらく、
不払い残業も…

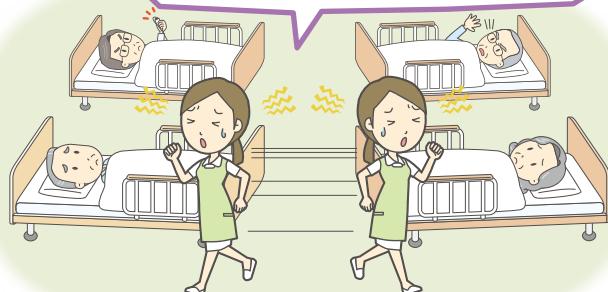
保育園、高齢者施設、障害児・者施設、学童保育・児童館、児童養護施設などの福祉職場に非常事態が起きています。時差出勤など変則勤務にくわえて、休憩・休暇がとりづらく、不払い残業も横行するなど、労働基準法違反の実態が放置されているのです。国は利用者の安心・安全と職員の権利が守られるように、職員配置の最低基準を大幅に引き上げるべきです。

保育士配置の最低基準は
先進国で最低レベル

(歳)	子ども：保育士
0	3人：1人
1~2	6人：1人
3	20人：1人
4~5	30人：1人

(歳)	子ども：保育士
0~1	3人：1人
2	4人：1人
3~4	8人：1人 大卒レベルは 13人：1人

職員が増えたら、もっと
ゆとりをもって支援ができるのに



やめたいと思う人が7割に

アンケート*では91.8%の人が「仕事にやりがいを感じる」と答える一方で、「仕事をやめたいと思う」人は約7割（69.2%）にのぼり、10年前より4ポイント以上も悪化。求められる役割は増えているのに、最低の職員配置を定めた基準はそのままになっています。施設は独自の努力で基準以上の職員を配置しているにもかかわらず、法定の休憩や休暇が保障できない過酷な労働環境におかれています。「定時で上がれない」「休憩時間や帰宅後にも事務仕事をしている」「超勤手当が払われない」など、生活と権利を犠牲にすることがあたりまえでいいのでしょうか。

*福祉保育労みんなの要求アンケート（2018年9月～2019年1月実施・3361人が回答）

全産業平均との賃金格差は月10万も

政府は2009年度から高齢者福祉・障害福祉職場に、2012年度から保育など児童福祉職場に、職員の待遇改善策を講じました。しかし、その対策は不十分で、全産業平均との格差は月約10万円もあります。自立して人間らしい生活をおくる上で必要な時給1,500円（年収換算で約300万円）に及ばない人が多くいます。

賃金水準が低すぎるため、定着が困難なばかりか、学生が進路として選択しない傾向が強まっています。職員の確保・定着にむけて大幅な改善が必要です。

政府は待遇改善を
おこなったって言うけれど…



*厚生労働省賃金構造基本統計調査（2018年調査）

※時間外勤務手当、深夜・休日・宿直・交代手当などを含む

裏面の国会請願署名にご協力ください

福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める署名

衆議院議長様
参議院議長様

紹介議員

請願趣旨

保育や介護などの福祉職場では、労働基準法上の休憩や休暇、時間外労働についての決まりが、多くの場合で守られていません。制度上で配置される職員の人数が足りないためです。

休憩時間中に食事介助やお昼寝の見守りが必要になるほか、書類作成の時間も保障されないなど、休憩時間の返上や持ち帰り残業が当たり前になっています。

国は職員配置が足りないことに背を向けて、「法令遵守」を強調しますが、利用者の処遇や安全を守るためには、このような「働き方」をせざるを得ません。

労働基準法は、すべての職場で必ず実現されなくてはならない最低限の労働条件を定めたもので、福祉職場の実態は、職員と利用者の人権を侵害していると言えます。

また、職員の低すぎる賃金水準が社会問題になるなか、国は処遇改善策をおこなってきたとしていますが、それでもなお全産業平均との月約10万円の賃金格差は解消されていません。最低賃金が毎年引き上げられ、非正規雇用の時給水準は上がっていますが、対応する原資の保障もない状況です。そのため、退職者があとをたたず、人材確保が困難で、利用者処遇は悪化し、待機児童・待機者もなくなりません。

憲法25条に基づいて、国の責任で福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める署名。

請願項目

- 1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に引き上げ、その配置基準と労働基準法を守ることができる予算・人件費を保障してください。**
- 2. すべての福祉職員の賃金を引き上げ、全産業平均との月約10万円の格差をなくしてください。**

氏名	住所（「同上」や「〃」は使わないでください）
	都道府県

* この署名用紙は厳重に保管し、国会に提出します。請願以外の目的に個人情報が使用されることはありません。